

しんがた かんせんしょう ＊ 新型コロナウイルス感染症 ＊

せっしゅ し ワクチン接種についてのお知らせ

1 しんがた せっしゅ 新型コロナウイルスワクチン接種について

しんがた かんせんしょう げんいん たい めんえき ていこうりょく
新型コロナウイルス感染症の原因となるウイルスに対する免疫（抵抗力）をつけた
り、はつねつ せき しょうじょう で はっしょう しょうじょう おも じゅうしょうか
り、発熱や咳などの症状が出ること（発症）や、症状が重くなること（重症化）
をふせ せっしゅ う
防ぐために、ワクチン接種を受けることができます。

せっしゅ きょうせい う ほんにん どうい ひつよう
ワクチン接種は強制ではありません。ワクチン接種を受けるにはご本人の同意が必要
です。

せっしゅ きぼう ばあい かんせんしょうよほう こうか ふくほんのう
ワクチン接種を希望する場合は、感染症予防の効果と副反応のリスクについて、かか
りつけ い せんせい そうだん うえ せっしゅ う せっしゅ ひよう
りつけ医の先生と相談した上で、ワクチン接種を受けてください。（ワクチン接種の費用
はむりよう
は無料です）

2 せっしゅ じゅんばん ワクチン接種の順番

さいいじょう ひと じゅんばん せっしゅ う
16歳以上の人について、次のような順番でワクチン接種を受けることができます。

- いりょうきかん はたら ひと
(1) 医療機関で働いている人
- こうれいしゃ れいわ ねんどちゅう さい しょうわ ねん がつ にちいぜん う ひと
(2) 高齢者（令和3年度中に65歳になる、昭和32年4月1日以前に生まれた人）
- き そ しかん ひと こうれいしゃしせつなど はたら ひと
(3) 基礎疾患がある人・高齢者施設等で働いている人
- いがい ひと
(4) それ以外の人

3

ワクチン接種の回数

ワクチン接種の回数：2回（1回目から原則21日ぐらい期間をあけてください）

※1回目と2回目は、必ず同じワクチン接種を受けてください。

※ワクチン接種の効果は、2回目を受けてから、しばらく期間がかかります。

ワクチン接種を受けてからも、感染防止策を行ってください。

4

ワクチン接種を受けることができない人

以下の内容にあてはまる人はワクチン接種を受けることができません。必ずワクチン

接種を受ける前の診察の時に、医師へ伝えてください。

●新型コロナウイルス感染症の他のワクチン接種を受けた人で、ワクチン接種を受ける

必要がないと認められるもの

●明らかに発熱している人（※1）

●重い急性疾患にかかっている人

●ワクチンの成分に対し、重度の過敏症（※2）の病歴のある人

●上記以外で、ワクチン接種を受けることが不適切な状態にある人

（※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上のことをいいます。37.5℃よりも低い場合も普通の体温

とくらべて発熱と判断される場合は、ワクチン接種を受けることができません。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下な

ど、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

5

ワクチン接種について注意が必要な人

以下の内容にあてはまる人はワクチン接種について注意が必要です。必ずワクチン

接種を受ける前の診察の時に、医師へ伝えてください。

- 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- 過去に免疫不全の診断を受けている人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患などの基礎疾患のある人
- 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人
- 妊娠中、または妊娠している可能性がある人、授乳されている人
- 過去に薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことがある人

※必ず事前に医師へご相談ください。

6

ワクチン接種を受けた後の注意点

- ワクチン接種を受けた後に経過観察を行います。
- 体調に異常を感じた場合には、すぐに医師へ連絡してください。
- 注射した部分は清潔にし、注射した部分はこすらないようにしてください。
- ワクチン接種を受けた日は、激しい運動をしないでください。

7

副反応について

副反応には、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱などがあります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。

なお、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。

接種後に気になる症状がある場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

8

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度がつけられています。

新型コロナウイルスワクチン接種によって健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が生じた場合も、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金などの給付)が受けられます。

9 ワクチン^{せつしゅばしよ}接種場所・^{てつづき}手続き

接種医療機関に予約をしていただき、接種を受けてください。

「接種券付き予診票」は集団接種や大規模会場接種では予約ができませんので、ご注意ください。

10 ワクチン^{せつしゅ}接種^{かん}に関するお問い合わせ先^{とあさき}

(ワクチン^{せつしゅ}接種^{いっばんてき}の一般的な^{しつもん}質問)

なごや ^{しんがた} 新型コロナウイルス ワクチンコールセンター	でんわ 電話：050-3135-2252 ファックス FAX：052-972-4386 へいじつこぜん (平日午前9：00～午後5：30)
--	--

(ワクチン^{せつしゅ}接種^{じぎょうぜんぱん}事業全般^{かん}に関すること)

けんこうふくしきょくしんがた 健康福祉局新型コロナウイルス ^{かんせんしやうたいさくぶ} 感染症対策部	でんわ 電話：052-972-4389
しんがた 新型コロナウイルス ^{かんせんしやうたいさくしつ} 感染症対策室	へいじつこぜん (平日午前8：45～午後5：30)

なごやしけんこうふくしきょくしやうがいふくしやうがいしやしえんか
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課